



曾於市 Agriculture Committee Magazine of SOO-City

農業委員会だより

平成 23 年 3 月発行（第 6 号）曾於市農業委員会



豊かな自然の中で
生命の鼓動を感じるまち



せり市の様子

おもな内容

- ◇会長あいさつ
- ◇市長へ政策提言
- ◇農地転用等について
- ◇農業者年金制度について
- ◇認定農業者等の紹介
- ◇全国農業新聞の購読&農業委員会名簿
- ◇別紙（農作業別標準賃金）



視察研修風景 群馬県視察研修



会長あいさつ

曾於市農業委員会 会長 池田一信

今年も、はや3月となりまして作付準備等、農作業の方も忙しい時期を迎えました。

今回農業委員会だよりを発行するにあたり、ご挨拶申し上げます。

農業委員会業務につきましては、平素より御協力賜りましてありがとうございます。

昨年は、宮崎県で口蹄疫が発生しまして、終息するまでは非常に緊張した年でした。曾於地域への侵入防止のため、徹底した消毒体制が実施されまして、各種イベント、会合等も延期、又は、中止の措置がとられ、幸いに曾於地域への侵入を阻止でき終息宣言が出されました。この間、曾於地域の基幹産業であります農業生産額の5割以上を占める畜産業界への損失額は、はかり知れないのでした。

又、7月曾於北部を中心としました豪雨による災害、被害を受けられました方々の心情は察せられます。農業委員会としまして、本来の業務であります農地行政、農政活動の一環として、市、県への建議、政策提言、農業従事者の将来の生活安定のために農業者年金への加入推進と、業務に努めています。又、農産物価格の低迷、少子高齢化に伴う担い手不足で耕作放棄地が増えています。毎年実施しています農地パトロールで耕作不便な生産性の低い農地は、山林への転用、耕作放棄地として農地が減少しているのが現実です。先人から受け継がれた農地をいかに有効利用するかが、我々に与えられた職責であると思います。今回の調査で判明しました一種農地区域内の放棄地は、所有者の協力を得、有効利用に努めてまいりたいと思います。

平成21年12月に食料の自給率向上、農地の有効利用、減少を防ぐ目的で施行されました農地法の改正で農業への新規参入が緩和されましたが、最近国政の場で平成の開国と云われまして、TPP（環太平洋連携協定）交渉への参加を検討されています。協定の目的が将来に向けての関税撤廃でこの協定が施行、実施されますと農業に与える影響、関連産業が大きな損失を被り、衣、食、住の原点であります食への安全性、自給率の向上も危惧されます。この様な観点から全国農業会議から要請がありました、1千万人署名活動運動にも協力、参加したいと思います。

今後はすべての分野で国際化が進み農業をとりまく環境が厳しさを増す中で、委員会に与えられた職務、各関係機関の御指導を賜り、委員、職員一体となりまして業務を遂行してまいりますので、御支援、御協力方、宜しくお願いします。

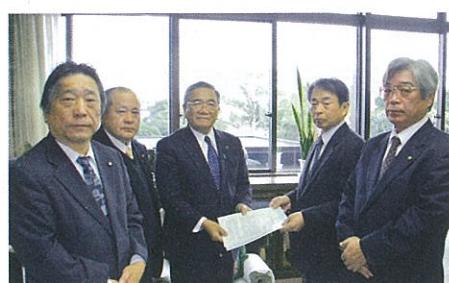
市長へ政策提言

平成22年11月29日、池田会長・財部会長職務代理・竹下農政部会長・五位塚部会長代理が、池田市長に対し、下記の事項について政策提言をいたしました。

曾於市農業振興政策についての提言

曾於市においては、農業を支える担い手の育成や積極的な農業振興に取り組んでいただいておりますことに深く感謝申し上げます。

農業委員会では「かけがえのない農地と担い手を守り、力強



い農業をつくる『かけ橋』」の理念のもと、農地の有効利用や担い手の育成に取り組んでおります。昨年 12 月、農地法が改正され、従来の農地の許認可の他、農地の利用状況調査等の実施が義務づけられ、農業委員会の役割はますます大きくなってきております。TPP 問題が発生する等農業を取り巻く情勢が厳しさを増すなか、今後とも農業委員会活動へのご支援・ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

曾於市農業委員会は地域農業者の代表として、将来に希望を持ち、農業が発展するよう行政上の諸問題について提言します。平成 23 年度の本市の農業・農村施策に反映していただきますようお願い申し上げます

記

1 TPP 問題について

TPP（環太平洋連携協定）交渉への参加については、農業が壊滅し、地域経済が混乱することが予想されます。市長として曾於市の農業を守るため、国・県へ断固反対していただくことを要望します。

2 耕作放棄地対策について

新しい農地制度は、これ以上の農地の減少を食い止め、農地を確保し、最大限利用することを目的としております。

曾於市農業委員会は、毎年、耕作放棄地調査を実施しておりますが、年々耕作放棄地の面積が拡大しているのが現状です。その要因の一つに排水の悪い水田が考えられます。耕作放棄地を再生させる改善策は排水工事を行う事ですが、排水工事に対する助成事業はありません。国・県では耕作放棄地再生利用緊急対策事業を設け、再生・集約化する営農改善を図っています。曾於市においても排水工事に対する助成金、補助事業を設けていただき、耕作放棄地の拡大防止策を強力に推進していただくことを要望します。

また最近、畑作栽培はマルチ栽培の普及により畑の崩壊等の被害が増加傾向にあり、畑の崩落の査定額 10 万円を 5 万円に引き下げていただきますよう、流末処理対策についても同様の取り組みを要望します。

3 畜産農家の支援について

(1) 4 月 20 日、宮崎県で発生した口蹄疫の影響で曾於市の畜産農家はせり市の延期等で収入減に陥り、大打撃を受けています。高齢者世帯や小規模畜産農家がやめる事が予測されます。曾於市は、畜産振興協議会を中心に畜産振興対策を実施していただいておりますが、現行の各種補助金・助成金制度を継続していただき、今後共も畜産農家の経営意欲が向上する取り組みをしていただくことを要望します。

(2) 優良種雄牛の作出について

子牛せり市での価格差にはいろいろな要因があります。高齢牛の産子、系統による交配違いの価格差、そして最大の要因は種雄牛による価格差が歴然としています。鹿児島県肉用牛改良研究所から検定事業を終えて、一般供用される種雄牛は、曾於市産「金幸」以降、民間繁殖の種雄牛の域に達していないのが現状です。畜産が盛んなこの地域から県の種雄牛候補の選定、選抜等、種雄牛の作出方法に問題はないか県へ提起していただくことを要望します。そして将来、曾於ブランドの子牛が高値で取引されることを希望します。

4 食育の推進と地産地消について

22 年産米価格が暴落しています。一等米で五千円、予約加算を入れても五千百円です。曾於市内の学校給食、老人ホーム等公共施設で地元農産物の消費を更に推進していただくことを要望します。

次世代を担う子ども達に、環境保全に大きな役割を果たしている農業について、各学校に学習農園を設け、体験活動等により農業への関心を高め、地元農産物の消費拡大を図っていただくことや、校区公民館等と連携をとり田植え、蕎麦つくり、稻刈り、餅つき等農業にふれあう機会を子供達に提供していただきたい。

また、曾於市観光特産品開発センターを最大限活用して、曾於市農産物の売り込みをしていただきたい。米については市と農協とタイアップし、県外を含め販路拡大に努めていただくことを要望します。

5 担い手の育成確保について

地域農業を担う意欲ある担い手の育成・確保に向けて、行政及び農業団体が一体となって取り組む必要があります。市単独新規就農支援対策事業により助成金が交付されていますが、将来の生活安定のため、新規就農者及び女性農業者の農業者年金掛金の半額助成を要望します。

6 飼料米等対策について

国の戸別所得補償制度にのっとり、畜産の盛んな曾於市がモデル地域になるように大型畜産農家との提携を推し進め、飼料米、飼料用稻の作付けを奨励していただきたい。それに伴い専用の収穫機、乾燥機等の導入が必要不可欠です。団地化、作業組合（仮称）等での導入を推進し、それに対する補助金、助成金を検討していただくことを要望します。

農地の転用には

許可が必要です!!



農地転用とは？

農地転用とは、農地を農地でなくすこと、例えば住宅、駐車場、山林・畜舎などに土地利用を変更することです。このような場合は、あらかじめ県知事の許可を得る必要があります。

また、転用許可は全ての農地が対象となり、地目が農地でなくても、耕作の用に供されている土地も農地と見なされます。

申請の方法は？

申請には、農地法による二つの申請があります。

申請は、3支所の農業委員会（財部支所2階、末吉支所1階、大隅支所2階）で受け付けております。

締切日は、毎月10日（10日が土・日・祝日の場合は翌日）です。

4条申請・・・自分名義の農地を転用する場合

- 自己所有農地に杉・くぬぎを植林する
- 自己所有農地に住宅・畜舎等を建てる など

5条申請・・・他人名義の農地を買ってまたは借りて転用する場合

- 住宅を建てるため農地を買う・借りる
- 資材置場、駐車場として利用するため農地を買う・借りる など

★転用事業資金の総額が300万円を超える場合については、資金証明書（預貯金残高証明書や金融機関からの融資〔予定〕証明書等）の添付が必要となりました。

※ 仮設事務所など農地を一時的に利用する場合、盛り土などにより農地の形状を変更する場合にも、許可または届出が必要です。

事前に農業委員会へ相談されるようお願いいたします。



無断転用には厳しい罰則があります！

許可を受けずに行った行為は、農地法違反になります。農地等の権利取得の効力が生じないだけでなく、県知事は工事の中止、原状回復命令を命することができます。

これに従わない場合は、懲役や罰金などが科せられます。罰金は3年以下の懲役または300万円以下（法人は1億円以下の罰金）です。

農地を
相続した
ときは…

〔農地の相続等の届出のお願い〕

地元の農業委員会に届出をお願いします。

農業委員会では、例えば、相続した人が地元を離れていて、自分で手入れが出来ない場合に、農地の管理についてのご相談や、地元で借り手を探すなどのお手伝いをします。

農地法の改正により、相続などによる農地の権利取得を農業委員会がきちんと把握し、農地の有効利用に努めます。

手続は簡単です。農業委員会の窓口までお越し下さい。

農業委員会では耕作放棄地対策として、
ヘアリーベッチを末吉町二之方の畑で作付 **実証中**

ヘアリーベッチはマメ科の緑肥作物で、土壤被覆力が高く、
土壤浸食、飛砂防止等に効果があり、一年を通じて雑草を抑制し、
地力増進の効果がある作物である。



耕作放棄地の再生・利用を支援します！
(対象は農振農用地区域内の耕作放棄地)

「荒れた農地の再生」を支援

再生作業
刈払・拔根・整地 等



- 荒れ具合に応じ 3万円又は 5万円 / 10アール
- 重機等を用いた再生作業の経費の1/2を補助

「土づくり」を支援

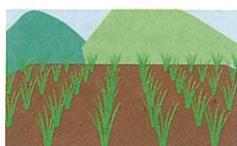
土壤改良
堆肥搬入・緑肥栽培 等



- 必要に応じ最大2年間5万円 / 10アール (2.5万円×2年)

「営農定着」を支援

再生した農地への作付け支援が受けられます。



- 作物を作付ける場合2.5万円を / 10アール
- *水田等有効活用促進交付金の対象作物は除く

支援事例

(事例1) 耕作放棄地を借りて再生・利用を行う場合

「荒れた農地の再生・土づくり」 → 「土づくり」 → 「営農定着」を支援
1年目 2年目 3年目

(事例2) 自己所有している耕作放棄地の再生・利用を行う場合 自力での耕作放棄地再生を条件に

「土づくり」 → 「土づくり・営農定着」を支援
1年目 2年目

その他の支援 加工・販売、施設整備（営農用ハウス・鳥獣被害防止など）の支援

*支援の内容の詳細は、曾於市耕作放棄地対策協議会・農業委員会等へお問い合わせ下さい。



国庫補助)を受ける場合の保険料です。

農業者年金は、将来の年金給付に必要な原資を自ら積み立てていく「積立方式」で、長期的に安定した制度です。

加入要件は、**国民年金の第1号被保険者（保険料納付免除者でないこと）**で、年間60日以上農業に従事する者は、誰でも加入することができます。

保険料には、「通常保険料」と「特例保険料」があり、「通常保険料」は、月額20,000円から67,000円までの間で、千円単位で加入者が自由に選択し、いつでも変更できます。

「特定保険料」は、政策支援（下記表1参照・

国庫補助）を受ける場合の保険料です。

また、支払った保険料の「全額が社会保険料控除対象」となり、税制面でも有利となっています。

●次世代を担う若い農業後継者等に手厚い政策支援を行っています。

※政策支援を受けるには、年金納付期間が20年以上見込まれること及び農業所得が900万円以下であることが必要です。政策支援による保険料の月額は国庫補助額を含めて20,000円となります。

【表1】

区分	補 助 対 象 者	国庫補助額（）は自己負担分	
		35歳未満	35歳以上
①	認定農業者で青色申告者		
②	認定就農者で青色申告者		
③	①又は②の者と家族経営協定を締結し、経営に参画している配偶者又は後継者（経営主が農業者年金に加入していないくともかまいません）	10,000円 (10,000円)	6,000円 (14,000円)
④	認定農業者又は青色申告者のいずれか一方を満たす者で3年以内に両方を満たすことを約束した者		4,000円 (16,000円)
⑤	35歳未満の後継者で35歳まで（25歳未満の者は10年以内）に①の者になることを約束した者	6,000円 (14,000円)	—

●新規加入者の声

22年度から平田早人さんと真由美さんが農業者年金に夫婦揃って新規加入されました。

「掛け金が自由に選択でき、支払った保険料が全額控除されるということを、ブロイラー仲間から聞いて入りました。」とのことでした。



平田 早人さんと妻・真由美さん（財部町）

●受給者の声

21年度から春田俊郎さんが新規受給者になられました。

「掛けている時は大変だったけど、今回もらってみて大変良い制度だと思います。出来れば夫婦で、加入していれば良かったなと思っています。みなさん是非加入して下さい。」



春田俊郎さん（財部町）

認定農業者紹介



村山 晃一・美幸夫妻（末吉町）

平成 12 年鹿児島市内より U ターンし、奥さんの出身地岩川で 3 年間、平成 15 年から現在の国原（畑かん事業モデル地区）ハウス 30 a と作業場で苗全般の栽培から鉢の販売まで手がけておられ、奥さん（美幸さん）と、子ども（長男 高校 2 年、次男 中学 1 年、三男 小学 2 年）男 3 人兄弟の 5 人家族で、川内団地に住んでおられ、国原のハウスまで通つていらっしゃいます。

就農時から規模拡大を図っていますが、全てが手作業であるため大変忙しい毎日で、ハウス 30 a で、年間 30 万鉢の販売をこなしています。

平成 19 年 7 月に認定農業者となり、現在は、ポッティング・マシンを使って鉢上作業が楽になったと奥さんが答えられ、夫婦で朝から夕方まで頑張っておられます。今後はさらに規模拡大を図り、平成 24 年度目標は、ハウス 50 a と 60 万鉢の経営にもっていき、常用雇用と農繁期にはシルバー人材センターなど活用し、労働力を確保し、休日制の導入などしたいと、明るく笑顔で答えられていました。苗鉢の販売は、道の駅「やごろうの里」で販売しています。



新規就農者紹介

重住 博・恵子夫妻（末吉町）

平成 21 年に農協を退職後、すぐに家業を継ぎ平成 23 年 3 月に認定農業者になり、4 月より新規就農者支援対策事業認定にもなっておられます。

畜産と野菜の複合経営と父親からの代からの芝も経営されており、当初は生産牛 4 頭、甘藷 120 a、うきよ 30 a、自然薯 4 a でした。

平成 22 年 12 月現在、生産牛 6 頭、甘藷 400 a、うきよ 50 a、自然薯 15 a、わらび 30 a、葛 25 a と規模拡大を図っています。

両親と子ども 3 人の家族で、今後はコスト削減によるエコ農法を確立し、生産体系を見直し、農繁期と農閑期のバランスをとり、年間作業できる作物を作付けしていくことでした。自然薯の販売は、道の駅「すえよし」で販売しています。



重住さん夫妻と長女帆香ちゃん（小学 1 年）

『全国農業新聞』の購読を!



全国農業新聞は、農業者の利益代表機関である農業委員会系統組織の「全国農業会議所」が、農業者の立場に立って編集発行している“農業者のための情報誌”です。農業者必読の農業専門誌として好評いただいておりますので、この機会には是非あなたもご購読ください。

**毎週金曜日発行
定価 月600円(送料を含む)**

申し込みは…

曾於市農業委員会事務局(財部支所内・☎ 0986-72-0947)
末吉分室(☎ 0986-76-8818), 大隅分室(☎ 099-482-5959)

曾於市農業委員名簿

任期: 平成23年7月19日

議席番号	氏名	農地部会	電話番号	役職名
1	池田一信	(末吉地区)	0986-76-5247	会長
2	徳永孝志	(末吉地区)	0986-76-4929	
3	吉満忠吉	(財部地区)	0986-72-3917	財部地区農地部会長代理
4	林勝義	(大隅地区)	099-483-1411	大隅地区農地部会長
5	久永正美	(末吉地区)	0986-76-4571	
6	今鶴治信	(末吉地区)	0986-76-6086	
7	平川則昭	(大隅地区)	099-482-4914	
8	福岡義信	(財部地区)	0986-72-3298	財部地区農地部会長
9	石脇勝	(末吉地区)	0986-78-1758	末吉地区農地部会長代理
10	村山壯市	(末吉地区)	0986-76-2631	
11	天辰八郎	(大隅地区)	099-482-2470	
12	竹之内孝夫	(末吉地区)	0986-76-3565	末吉地区農地部会長
13				
14	財部秋雄	(大隅地区)	099-482-1547	会長職務代理者
15	光行純市	(末吉地区)	0986-76-4688	
16	坂野トメ	(大隅地区)	099-483-1151	
17	漆間純明	(大隅地区)	099-482-1293	
18	末平文明	(財部地区)	0986-72-2229	

議席番号	氏名	農地部会	電話番号	役職名
19	森岡俊弘	(末吉地区)	0986-76-0092	
20	川畠和郎	(財部地区)	0986-72-3434	
21	山ノ内ひさえ	(財部地区)	0986-72-1853	
22	川添徳夫	(財部地区)	0986-74-2253	
23	森山清美	(大隅地区)	099-484-1087	
24	迫将嗣	(末吉地区)	0986-76-3974	
25	竹元守	(大隅地区)	099-482-3845	
26	長野修治	(財部地区)	0986-72-2717	
27				
28	五位塚剛	(末吉地区)	0986-79-1935	農政部会長代理
29	中迫琢美	(大隅地区)	099-482-4307	
30	岩切睦夫	(末吉地区)	0986-76-6239	
31	西聰一郎	(財部地区)	0986-75-1665	
32	鶴田順二	(大隅地区)	099-484-1073	大隅地区農地部会長代理
33	豊永峯雄	(大隅地区)	099-483-1477	
34	竹下一成	(大隅地区)	099-482-1294	農政部会長
35	小倉範房	(財部地区)	0986-72-3502	
36	堀留美津子	(末吉地区)	0986-79-1933	

農地等についてのご相談は、お近くの農業委員まで！

《編集後記》

3月を迎え、今回第6号の「農業委員会だより」を市民の皆様にお届けすることになりました。農地等についてのいろいろな疑問や質問、農業者年金等につきましては、最寄りの農業委員はもとより、農業委員会事務局(財部支所内)、末吉・大隅両分室へお気軽に尋ねください。

平成 23 年度農作業別標準賃金表

平成 23 年度農作業別標準賃金を次のとおり設定しました。

整備済の平均的な農地を標準としていますので、参考にしてください。

作業の種類		区分	標準賃金	備考
一般作業		1日8時間労働	5,100 ～5,500円	
水田作業	荒起	10a当たり	4,000円	イタリアン跡地 5,000円
	中代	//	3,000円	
	植代	//	6,000円	
	畦塗り	1m当たり	70円	畦塗り機使用
	田植え	//	6,500円	
	水稻育苗	1箱当たり	550円	
	稻刈り	10a当たり	6,000円	ヒモ代を含む
	コンバイン	//	13,000円	ヒモ代は別途料金
	脱穀	穀コンバイン袋(1袋)	400円	結束機付きは 100円増(1袋当たり)
一般畑作業	サブソイラー	10a当たり	3,000円	排水作業
	ロータリー耕耘	//	4,000円	イタリアン跡地 5,000円
	深耕ロータリー	//	11,000円	
	マルチ作業	1本当たり	2,500円	1本 400m, 資材費本人負担
	同時マルチ(テロン)	//	3,000円	1本 400m, 資材費本人負担
	土壤消毒	1缶当たり	3,000円	10a当たり 1缶, 鎮圧は別途料金
	プラウ耕耘	10a当たり	4,500円	
	プラソイラー	//	3,000円	
	甘藷つる切り	//	5,000円	
飼料播種・収穫等作業	甘藷掘り取り	//	4,000円	
	トウモロコシ播種	//	3,500円	種子代は本人負担
	コーンハーベスター	//	15,000円	1ヶ所 10a以上
	イタリアン刈取	//	3,000円	
	イタリアン集草・反転	//	1,000円	1回当たり
	イタリアン梶包	1梶包	130円	ヘーベーラー(ヒモ代を含む)
	ロールラッピング	1ロール	3,500円	標準(直径 1m × 高さ 1m)
	ロール(ラップなし)	//	2,500円	標準(直径 1m × 高さ 1m)
	有機センター堆肥散布料 (原料代含む)	2t車	12,000円	土着菌入り有機堆肥で、土づくりを図りましょう!

※消費税は含まれていません。

☆ この表の標準賃金は、市内外の農作業等の賃金等を基準に設定されたものです。地域の慣行賃金や作業の難易度・土地条件等によって額が違うと思われますので、標準額を参考に両者で話し合って、適正な賃金で農作業がスムーズに行われるようにしてください。

曾於市農業委員会(財部支所内)	☎0986-72-0947
曾於市農業委員会末吉分室	☎0986-76-8818
曾於市農業委員会大隅分室	☎099-482-5959
曾於市有機センター	☎0986-28-8440
曾於市土壤分析室	☎0986-76-7347

※土づくりは土壤診断から! 土壤診断(無料)をご利用ください。

曾於市賃借料情報

この賃借料情報については、農家が田畠の賃貸借をする際の参考としてもらうため、平成 22 年の賃貸借の情報を提供するものです。田畠の賃貸借の適正を図るために、農業委員会で情報提供するもので、小作(賃貸借)については、正規の小作契約手続きにより許可を受け、この賃借料情報を参考として、賃貸人・賃借人相互で十分協議のうえ契約してください。

(単位: 10a 当たり)

		最高額	最低額	平均額		最高額	最低額	平均額
末吉地区	田	24,000円	4,000円	10,000円	普通畠	24,000円	4,000円	9,000円
					飼料	25,000円	1,000円	8,000円
					茶	39,000円	5,000円	15,000円
大隅地区	田	16,000円	4,000円	11,000円	普通畠	19,000円	3,000円	10,000円
					飼料	10,000円	2,000円	6,000円
					茶	37,000円	6,000円	15,000円
財部地区	田	29,000円	2,000円	11,000円	普通畠	18,000円	5,000円	10,000円
					飼料	12,000円	4,000円	8,000円
					茶	73,000円	9,000円	24,000円

新たな農地制度について

耕作者の地位の安定と、食料の安定供給を図るための重要な生産基盤である農地について転用規制の厳格化等によりその確保を図るとともに、農地の賃借にかかる規制を見直し、農地の面的な利用集積を図る事業の創設等により、その有効利用をすることを目指し、下記のように制度が変わりました。

農地が貸しやすく借りやすくなりました！

- 農地の賃借については、農地を適正に利用していない場合に賃借を解除する旨の条件を契約に付した上で、地域の農業者との適切な役割分担や経営の継続性・安定性が見込まれる、農業生産法人以外の法人や農作業常時従事者以外の個人にも、権利が設定出来るようになりました。
- 民法により今まで農地の賃貸借期間が20年以内とされていましたが、50年以内となりました。

違反転用に対する罰則が強化されました！

- 違反転用をすると県知事等により行政代執行制度が創設され、罰則も強化されました。
(3年以下の懲役又は300万円以下の罰金、法人の場合は1億円以下の罰金)

標準小作料制度は廃止されました！

- 平成22年度から標準小作料は廃止され、農業委員会が農地の賃借料情報を提供するようになりました。(毎年3月発行の農業委員会だよりに掲載)

農地の相続は届出が必要となりました！

- 相続により農地を取得した場合は、農業委員会に届出が必要になりました。
(届出の用紙は、市民課の受付に準備してあります。)

農地の面的集積が促進されました！

- 農地利用集積円滑化事業が創設され、市の経済課・産業振興課で、多数の農地所有者から貸付等の委任を受け、農地の利用者にまとまった形で貸付を行う仕組みが導入されました。

遊休農地対策が強化されました！

- 農業委員会が全ての遊休農地を対象に指導・勧告を行うようになりました。
- 農業者等が遊休農地である旨を、農業委員会に申し出る事が出来る仕組み、所有者が判明しない遊休地についても利用を図る措置等が新たに設けられました。